

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とさせていただきます)

目次

- ◇告 示 健康保険法による保険医の登録
准看護婦試験の実施
解除予定の保安林
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催
漁業災害補償法による区域の指定
土地改良事業の変更計画の決定
- 〃 〃
- ◇公 告 道路の位置の指定
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
村上 敏	米子市錦町二丁目 九〇金田方	鳥医 第一四七四号	昭和四十五年一月二十二日

鳥取県告示第九十一号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のとおり実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験の場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁講堂
- 二 試験の期日
学科試験 昭和四十五年三月十二日午前九時から午後五時三十分まで
実地試験 昭和四十五年三月十三日午前八時三十分から午後五時まで
- 三 受験願書の提出期限
昭和四十五年二月二十八日（郵送の場合は、二月二十八日までの消印のあるものは有効とする。）

鳥取県告示第九十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡羽合町大字字野字西又二 一九六八の一、一九七四の一、一九七四の二、北条町大字田井字沖浜四七七から四七九まで、四八〇の一、大栄町大字東園字古屋敷五八三、字古屋敷五八七の一、五八八の一、字稲場六〇八の四二、字万燈続六一二、六一六、字東新田林六二二、字中新田林六四三、字西新田林六四四、六四五、字沖浜林六六一、大字西園字東浜北道二一七、二二〇、二二一、二二二、九から二三一まで、二三五、字東浜西道二三九、二四〇、二四三から二四五まで、二五〇の一、字東屋敷二二〇六の一〇から一二〇六の一五まで、大字大谷字新座川二〇六八、二〇六九、字早稲田二〇七五、二〇七八、二〇七九、字道江二〇八〇、二〇八一

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡北条町大字江北字中蛇谷三〇〇四の一から三〇〇四の三まで、大字国坂字西大野一五一九の三

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

三 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡北条町大字松神字大西三五八、字鷲取四四三、字沖浜一〇六七の一、字東灘山一二一一

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十五年三月四日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第一会議室

三 案件 湖山池鳥獣保護区の区域拡大について

四 公聴会開催に関する問合せ先

鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第一項の規定に基づき、区域を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十三号）第九条第三項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

加入区 名称 区 域

小型中山加入区 中山漁業協同組合の地区一門の区域

鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和四十一年度から着手している県営土地改良（久米ヶ原地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和四十一年度から着手している県営土地改良（久米ヶ原地区畑地かんがい）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年二月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十五年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	鳥取市末広温泉町六五九 日興土地観光有限公司 代表取締役 轟土惣市	道路の位置の指定場所	鳥取市津ノ井字船田一 二八八ノ二の一部	道路の幅員及び延長	幅員 四・〇〇 メートル 延長 八四・九〇 メートル
------------	---	------------	------------------------	-----------	-------------------------------------

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和35年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和45年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1 開催の口時及び場所

口 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和45年3月5日 午後1時から	鳥取警察署会 議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び 倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和45年3月11日 午後1時から	米子警察署会 議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の 各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課田及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携 行 品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印